関西学生ゴルフ連盟規約

第1章 名称及び目的

- 第1条 本連盟は、関西学生ゴルフ連盟と称する。
- 第2条 本連盟は、ゴルフを通じ大学相互間の親睦及び発展と、学生の本分である「学業 とゴルフの両立」を基本理念として、技術及び精神の練磨を図ることをもってそ の目的とする。
- 第3条 本連盟の連盟員は、スポーツマンシップに則り、本連盟の目的達成のため一致団結し、相互の親睦融和を図り、本連盟発展に寄与する。
- 第4条 本連盟は、事務所を大阪市西区江戸堀1丁目2番16号 山下ビル5階に置く。

第2章組織

第5条 本連盟は、関西地区に所在する大学ゴルフ部をもって組織する。

尚、ゴルフ部などの組織を持たない学校の学生でも理事会の承認を得、会長の推薦を得た者は個人競技に出場できる。またゴルフ部の組織を持つ学校の学生で入部しない者の個人登録は認めない。

第6条 連盟員は、加入初年度より4年を超える事を得ない。ただし、その4年間に学校で認められた留学や病気、その他の理由でクラブを1年単位で休部し、なおかつその年の試合に1試合も出場しない場合に限り、その年は加盟年数に数えない。なお、通信教育部、短期留学生については加盟を認めないこととする。

第7条 団体加盟

本連盟に加盟しようとするゴルフ部は、加盟申請書に下記の書類を添えて申し込みをしなければならない。

- 1. 学校を代表するゴルフ部またはゴルフクラブの証明書
- 2. ゴルフ部またはゴルフクラブの役員の氏名・および住所
- 3. ゴルフ部員、またはゴルフクラブ員の学部、学科、学年、氏名、および住所

個人加盟

I. 目的

学校を代表する体育会ゴルフ部を持たない大学、または体育会ゴルフ部があってもその部が本連盟に加盟する意思がないと判断できる大学に在籍する学生に、本連盟に加盟できる機会を与える為。

- II. 個人加盟に該当する者
 - イ. 本連盟に加盟を希望する学生が在籍する学校に、学校を代表するゴルフ 部を持たない場合。
 - ロ. 在籍する学校に代表するゴルフ部はあるが、その部が本連盟に加盟する 意思がまったくないと、学生委員会が判断した場合。
- III. 連盟における事務手続きの一切は個人加盟者本人によって行われるものとする。

加盟手続き

- ① 本連盟に加盟する場合、以下の提出を要する。
 - イ) 在学証明書(入学前やその直後の1年生は合格証明書)
 - ロ)個人登録カード
 - ハ) 取得単位証明書(1年生は除く)
 - 二)継続・新規加盟費振込み明細書(コピー)
 - ホ) 留学ビザの写し (コピー)
- ② 加盟の期間は1年ごととし、その期間は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- 第8条 本連盟の加盟および脱会の承認は理事会の決議による。
- 第9条 加盟大学のゴルフ部、またはゴルフクラブが本連盟を脱退しようとする場合はそ の旨文書をもって申し出なければならない。
- 第10条 加盟大学のゴルフ部、またはゴルフクラブが本連盟の目的に合致しないと認められた場合は、理事会の決議により、除名することができる。

第3章役員

- 第11条 本連盟は次の役員を置く。
 - 1. 会長1名
 - 2. 副会長 2 名以内
 - 3. 理事 5~10名
 - 4. 顧問 若干名
 - 5. 学生委員 (原則として兼任を含む)

委員長1名、副委員長1名、競技委員長1名、事務局長1名、会計局長1名、競技副委員長1名、渉外局長1名、渉外1名、連盟委員各校1名とする。

- 第12条 1. 会長は、理事よりこれを選出し、学生委員会議に於いてこれを承認する。
 - 2. 副会長、理事、顧問は会長が指名する。
- 第13条 学生委員の役員選出は、学生委員会議において審議決定し、会長はこれを任命する。尚、委員長の更迭は学生委員会がこれを審議決定し、会長がこれを行う。その他の学生委員の更迭は、学生委員会議の承認により、委員長がこれを行う。
- 第 14 条 1. 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。
 - 2. 副会長は会長を補佐する。会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3. 理事は理事会を組織し、本連盟の運営に関する重要事項を審議し会計監査を行う。
 - 4. 委員長は会務を執行する。
 - 5. 副委員長は委員長を補佐する。
 - 6. 競技委員長、事務局長、会計局長、渉外局長、連盟委員は委員長の指示を受け、それぞれの担当事務を執行する。
- 第15条 本連盟の役員の任期は次のとおりとする。
 - 1. 会長、副会長、理事は、任期を2ヵ年とする。但し再任を妨げない。
 - 2. 学生委員の任期は1ヵ年とする。但し再任は妨げない。
- 第 16 条 学生委員の欠員が生じた場合は補充することができる。尚補充した委員の任期は 前任者の残留期間とする。

第4章会議

- 第 17 条 本連盟には次の会議を設ける。 理事会、学生委員会議、主将会議、監督会議
- 第18条 理事会は理事にて構成し、本連盟の最高決議機関とする。

第19条 学生委員会議

- 1. 学生委員会議は、学生委員にて構成する。
- 2. 学生委員会議は、本連盟の審議事項を決定する。尚、審議決定事項は理事会の意見を徴し、執行されるものとする。

- 3. 学生委員会議は、学生委員の過半数の出席を以って成立し、議決は出席委員の過半数の替成を必要とする。
- 4. 学生委員会議は、次の事項を主将会議に提出し、承認を得ねばならない。
 - ① 前年度活動報告
 - ② 当年度活動報告
 - ③ 前年度決算
 - ④ 当年度予算
 - ⑤ その他

第20条 主将会議

- 1. 主将会議は学生委員及び各校主将にて構成し、委員長はこれを召集する。
- 2. 主将会議は学生委員会議の要請事項を諮問する。
- 3. 主将会議は各校主将の過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。
- 4. 各校主将は、欠席の場合代理人を送ることを要する。
- 第21条 監督会議は年2回行い、理事会、学生委員会議、主将会議の決定事項を学連委員 長が報告し、それに対する意見を聞く。

第5章 内部通報

- 第22条 本連盟は、理事会が定める内部通報規定に従い、内部通報窓口を定めることが できる。
- 第23条 本連盟の加盟ゴルフ部員、ゴルフクラブ所属員又は個人加盟者は、日本学生ゴルフ連盟が設置する内部通報窓口を利用することができる。

第6章会計

- 第24条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。
- 第25条 本連盟の運営費には連盟会費及び寄付金その他をもって充当する。

第7章 賞 罰

- 第26条 本連盟は、成績優秀であり模範となる連盟員又は、部及びクラブを表彰する。
- 第27条 学生ゴルファーとして、本連盟の目的に反し不名誉な行為があった場合は、理事会の議を経て加盟校および加盟員に対し出場停止等の処分をすることがある。

第8章改正

第28条 本規約の改正に関しては次のごとく定める。

- 1. 本規約は理事会の決議を要する。
- 2. 本規約改正の発議ある場合は理事会にて審議決定し、会長がこれを行う。

第9章附則

第29条 本規約は、本連盟の競技及び競技規程を別に定める。

第30条 ゴルフ規則、アマチュア資格規則は、当該年度(公財)日本ゴルフ協会ゴルフ規則による。

第31条 本連盟は、日本学生ゴルフ連盟に所属する。

昭和 32 年 3 月制定 昭和 42 年 3 月改正 昭和 44 年 3 月改正 昭和 45 年 3 月改正昭和 46 年 3 月改正 昭和 47 年 2 月改正 昭和 48 年 2 月改正 昭和 49 年 5 月改正昭和 50 年 3 月改正昭和 50 年 3 月改正昭和 54 年 3 月改正昭和 55 年 3 月改正昭和 56 年 2 月改正昭和 57 年 2 月改正昭和 63 年 4 月改正平成元年 5 月改正平成 2 年 4 月改正平成 5 年 4 月改正平成 21 年 3 月改正平成 22 年 3 月改正平成 23 年 4 月改正平成 24 年 1 月改正平成 27 年 3 月改正平成 30 年 1 月改正平成 31 年 1 月改正 令和 4 年 3 月改正